

事務連絡
令和3年3月16日

都道府県
各指定都市 ひとり親世帯臨時特別給付金担当課（室） 御中
中核市

厚生労働省子ども家庭局
家庭福祉課母子家庭等自立支援室

「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」（仮称）のうち
低所得のひとり親世帯向けの給付金について

ひとり親世帯臨時特別給付金支給事務の運営につきましては、日頃より種々御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に、特に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ、昨年6月12日に成立した令和2年度補正予算（第2号）に基づき、ひとり親世帯臨時特別給付金の支給を実施いただくとともに、令和2年度予備費により、給付金の基本給付の再支給も実施いただいたところです。

今般、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親・ふたり親子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、本日開催された「新型コロナに影響を受けた非正規雇用労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議」において、緊急支援策として「食費等による支出の増加の影響を勘案し、子育て世帯生活支援特別給付金（仮称）を支給する」ことが盛り込まれたところです。

現時点においては、給付金の財源の決定には至っておりませんが、子育て世帯生活支援特別給付金（仮称）のうち低所得のひとり親世帯向けの給付金についての支給事務の検討に資するべく、別添のとおり「低所得のひとり親世帯向けの給付金」の概要をお示し致します。支給事務に必要な各種資料の案については、近日中に別途にお示しをする予定としており、また、正式な通知については、準備等が整い次第、速やかに発出する予定としております。

つきましては、以上の趣旨についてご理解いただき、低所得のひとり親世帯向けの給付金の円滑な支給を目指した事務実施に向け、ご協力方よろしくお願いいたします。

なお、各都道府県におかれましては、管内の市区町村（指定都市、中核市は除く。）に対して、本事務連絡の趣旨について迅速に周知されますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、低所得のひとり親世帯以外の住民税非課税の子育て世帯（その他低所得の子育て世帯）に対しても、子育て世帯生活支援特別給付金（仮称）を支給することとしています。この点については、今後、具体的な制度設計を行い、直近の所得情報の判明以降可能な限り早期に、申請に基づき支給を行うこととしており、追って詳細が決まり次第、順次その内容をお示しすることを予定しておりますので、併せて申し添えます。

（照会先）

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
母子家庭等自立支援室 扶養手当係
TEL：03-5253-1111（4889）

「低所得のひとり親世帯向けの給付金」の概要

1. 支給対象者

- ① 児童扶養手当の支給を受けている者（申請不要）
- ② 公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者（※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る者に限る。）
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が、児童扶養手当の対象となる水準に下がった者

※令和2年度に実施した給付金の基本給付と支給対象者の考え方は同様。

①・②の対象者に係る時点については、従前のひとり親世帯臨時特別給付金の時点（令和2年6月分）から変更予定であり、追ってお示しする予定。

2. 給付額

児童1人当たり一律5万円。

3. 支給の実施主体

都道府県、市（特別区を含む。）又は福祉事務所を管理する町村（以下「都道府県等」という。）

4. 費用

全額国庫負担（10/10）※事務費についても全額国庫負担（「新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金」から国費を支出する予定であり、その交付手続は別途お示しする予定）

5. 支給スケジュール

- ・ ①の申請が不要な対象者には、児童扶養手当の支給情報をもとに可能な限り早期に支給を実施（児童扶養手当の支給日に併せて支給対象者の口座に振り込みを行う方法のほか、同支給日を待たずして、準備が出来次第速やかに支給を実施する方法も可能。）
- ・ ②・③の申請が必要な対象者についても、可能な限り速やかに支給。

6. 支給事務に係る留意事項

- ・ ①の支給対象者については、都道府県等からの通知のみをもって贈与契約が成立し、「受給拒否届」は不要（その入手方法や受付期間等をホームページで周知すれば、個別の通知は不要。また、「受給拒否届」の受付期間の経過を待たず、振込等の事務を進めることも可能。）。